

## 県立新庄神室産業高等学校 部活動に係る活動方針

### 1 新庄神室産業高校部活動基本方針

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、芸術文化に親しむなど、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。  
特に、生徒が健やかな休養日ライフを過ごせるように適切な指導を行う。
- 学校と地域が部活動について協働・融合して取り組む形を進められるよう検討していく。

### 2 部活動の休養日及び活動時間について

#### (1) 休養日

- 平日：1日以上
- 週休日：1日以上
- ※ 各部の目標とする大会前の特別強化期間を2週間前とし、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。
- ※ 下記に示す強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振替え、年間活動計画に示す。  
強化指定部：野球部、ボクシング部、自転車競技部、相撲部

#### (2) 活動時間

- 平日：2時間程度
- 週休日等：3時間程度
- ※ 下記に示す強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。  
強化指定部：野球部、ボクシング部、自転車競技部、相撲部
- ※ 上記の活動時間については、大会・練習試合・合宿・遠征等は除くものとする。

#### (3) 長期休業中の休養日

- ある程度長期の休養期間を設け、年間活動計画に示す。

#### (4) その他

- 定期考査1週間前は部活動休止日とする。
- ※ 大会前などで上記期間に部活動を計画する場合は、特別練習許可願を提出し学校長の許可を得る。

### 3 大会参加、県外遠征等について

- 大会参加、県外遠征、合宿等については、生徒や部顧問の過度な負担とならないよう配慮する。
- 主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や、県外遠征を計画する場合は、事前に学校長の許可を得る。県外に宿泊を伴う遠征を計画する場合は、所定の届出を学校長の許可を得て県スポーツ保健課まで事前に提出する。

### 4 年間計画及び活動実績について

- 各部顧問は、3月31日までに次年度の年間活動計画を作成して提出する。
- 各部顧問は、3月31日までに当該年度の活動実績を提出する。

### 5 強化指定部

- 強化指定部は、生徒指導部にて原案を作成し、部活動顧問会議の承認を経て、4月に本校教育後援会にて決定し、5月に強化指定証を交付する。  
強化指定部：野球部、ボクシング部、自転車競技部、相撲部
- ① 野球部 休養日毎週月曜日 活動時間平日3時間程度 週休日等4時間程度
- ② ボクシング部 休養日毎週水・日曜日 活動時間平日3時間程度 週休日等4時間程度
- ③ 自転車競技部 休養日毎週月曜日 活動時間平日3時間程度 週休日等4時間程度
- ④ 相撲部 休養日毎週日曜日 活動時間平日3時間程度 週休日等4時間程度
- ※ 設定できない休養日の振替えは各部の年間活動計画に示す。

### 6 その他

- 部活動運営委員会を生徒指導部に置き、部活動の適切な運営のため適宜開催する。
- 部費の取扱については、適正に運用するため通帳・諸帳簿を整え、毎年保護者が監査し、その結果を保護者会へ報告する。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

2019年1月24日策定

2020年1月20日改正

2022年4月23日改正